

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第34号

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和59年四日市市規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第12条関係）				
附属設備使用料				
1 ホール				
設備名	種類又は品目	単位	使用料 (単位円)	備考
舞台設備	(略)			
	地絨	1回1枚	<u>550</u>	
	(略)			
	指揮台	1回1台	<u>330</u>	
	演台	1回1台	<u>330</u>	
	(略)			
	松羽目	1回1式	<u>1,100</u>	
	金びょうぶ	1回1双	<u>1,100</u>	
	譜面台	1回1台	<u>60</u>	
	(略)			
	雪かご	(略)		
	平台	1回1台	<u>170</u>	
	所作台	1回1式	<u>4,400</u>	
	所作台(花道用)	1回1式	<u>1,100</u>	

	(略)		
音響設備	音響反射板	1回1式	<u>3,300</u>
	音響調整卓	1回1台	<u>1,650</u>
	ワイヤレスマイ クロホン	1回1本	<u>1,100</u>
	ダイナミックマ イクロホン	1回1本	<u>550</u>
	コンデンサーマ イクロホン	1回1本	<u>880</u>
	エレベーターマ イクロホン	1回1式	<u>1,100</u>
	フォールドバッ クスピーカー	1回1式	<u>1,100</u>
	サブミキサー	1回1式	<u>550</u>
	プレーヤー	1回1式	<u>1,100</u>
照明設備	(略)		
	ローアーホリゾン トライト	1回1回路	<u>280</u>
	天井反射板ライ ト	1回1式	<u>1,100</u>
	(略)		
	センターピンス ポットライト	1回1台	<u>1,100</u>
	アッパーホリゾ ントライト	1回1回路	<u>280</u>
	ポリカラー	1回1式	<u>1,100</u>
	ミラーボール	1回1式	<u>550</u>
	スポットライト	<u>1回1式</u>	<u>220</u>
	<u>1kw</u>		
	スポットライト	<u>1回1式</u>	<u>110</u>
<u>500w</u>			

その他設備	ピアノ	1回1台	<u>3,300</u>	
	プロジェクター	1回1式	<u>1,100</u>	
	(略)			

2 その他施設

施設名	種類又は品目	単位	使用料（単位円）	備考
体育館	バレーボール器具	1回1面	<u>330</u>	
	バスケットボール器具	1回1面	<u>330</u>	
	テニス器具	1回1面	<u>660</u>	
	バトミントン器具	1回1面	<u>170</u>	
	卓球台	1回1台	<u>170</u>	
	体操器具	1回1種目	<u>330</u>	
	新体操マット（ゆか）	1回1式	<u>1,100</u>	
	照明装置	1時間	<u>330</u>	フローア照明半面使用の場合の使用料は <u>220</u> 円とする。 <u>1時間を超える</u> 照明装置の使用料は <u>30分毎に各々の使用料の半額とする。</u>
	放送設備	1回1式	<u>660</u>	
陶芸室	電気炉	1台1時間	<u>440</u>	
料理室	調理台	1回1セット	<u>330</u>	
音楽室	ピアノ	1回1台	<u>550</u>	

	LMセット	1回1式	<u>1,100</u>	ドラム、ギターアンプ、キーボード、ベースアンプ含む。
	ボーカルセット	1回1式	<u>440</u>	ボーカルミキサー、スピーカー、マイク含む。
	譜面台	1回1台	<u>60</u>	
各施設共通	展示用パネル	(略)		
	プロジェクター	1回1式	<u>1,100</u>	
	(略)			
	カセットテープレコーダー	(略)		
	プレーヤー	1回1式	220	
	DVD再生機	1回1式	<u>1,100</u>	
	簡易スクリーン	1回1式	<u>220</u>	
備考 (略)				

改正前				
別表（第12条関係）				
附属設備使用料				
1 ホール				
設備名	種類又は品目	単位	使用料 (単位円)	備考
舞台設備	(略)			
	地絨	1回1枚	<u>540</u>	
	(略)			
	指揮台	1回1台	<u>320</u>	
	演台	1回1台	<u>320</u>	

	(略)		
	松羽目	1回1式	<u>1,080</u>
	金びょうぶ	1回1双	<u>1,080</u>
	大太鼓	<u>1回1式</u>	<u>1,080</u>
	譜面台	1回1台	<u>50</u>
	(略)		
	雪かご	(略)	
	浪曲台	<u>1回1式</u>	<u>540</u>
	落語講演台	<u>1回1式</u>	<u>540</u>
	平台	1回1台	<u>160</u>
	所作台	1回1式	<u>4,320</u> <u>花道用含む。</u>
	(略)		
	音響反射板	1回1式	<u>3,240</u>
音響設備	音響調整卓	1回1台	<u>1,620</u>
	ワイヤレスマイク クロホン	1回1本	<u>1,080</u>
	ダイナミックマイク クロホン	1回1本	<u>540</u>
	コンデンサーマイク クロホン	1回1本	<u>860</u>
	エレベーターマイク クロホン	1回1式	<u>1,080</u>
	フォールドバック スピーカー	1回1式	<u>1,080</u>
	サブミキサー	1回1式	<u>540</u>
	CDプレーヤー	1回1式	<u>1,080</u>
	照明設備	(略)	
ローアホリゾン トライト		1回1回路	<u>270</u>
天井反射板ライ ト		1回1式	<u>1,080</u>

	(略)			
	センターピンス ポットライト	1回1台	<u>1,080</u>	
	アッパーホリゾ ントライト	1回1回路	<u>270</u>	
	ポリカラー	1回1式	<u>1,080</u>	
	ミラーボール	1回1式	<u>540</u>	
その他設備	ピアノ	1回1台	<u>3,240</u>	
	映写機(16ミ リ)	1回1式	<u>2,160</u>	
	プロジェクター	1回1式	<u>1,080</u>	
	(略)			

2 その他施設

施設名	種類又は品目	単位	使用料(単位 円)	備考
体育館	バレーボール器 具	1回1面	<u>320</u>	
	バスケットボー ル器具	1回1面	<u>320</u>	
	テニス器具	1回1面	<u>650</u>	
	バドミントン器 具	1回1面	<u>160</u>	
	卓球台	1回1台	<u>160</u>	
	体操器具	1回1種目	<u>320</u>	
	新体操マット(ゆ か)	1回1式	<u>1,080</u>	
	照明装置	1時間	<u>320</u>	フローア照明 半面使用の場 合の使用料は <u>190円</u> とす

				る。
	放送設備	1回1式	<u>650</u>	
陶芸室	電気炉	1台1時間	<u>430</u>	
料理室	調理台	1回1セット	<u>320</u>	
音楽室	ピアノ	1回1台	<u>540</u>	
	LMセット	1回1式	<u>1,080</u>	ドラム、ギター アンプ、キーボ ード、ベースア ンプ含む。
	ボーカルセット	1回1式	<u>430</u>	ボーカルミキ サー、スピーカ ー、マイク含 む。
	譜面台	1回1台	<u>50</u>	
各施設共通	(略)			
	映写機	1回1式	<u>1,080</u>	
	プロジェクター	1回1式	<u>1,080</u>	
	(略)			
	テレビ・ビデオセ ット	1回1式	<u>1,080</u>	
	CDプレーヤー	1回1式	220	
	DVD再生機	1回1式	<u>1,080</u>	
	簡易スクリーン	1回1式	<u>1,080</u>	
備考 (略)				

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

四日市地域総合会館
あさけプラザ使用許可申請書

受付番号	
------	--

申請日 年 月 日

四日市市長

申請者 住所 _____ 電話 _____
 団体名 _____
 氏名 _____

四日市地域総合会館あさけプラザの使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的							
行事内容 (開演時間 及び使用時間)	(時 分～ 時 分)		入場 予定人員	人			
			使用時間区分				
使用日時 及 び 使用施設	使用年月日(曜)	使用施設名	午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~16:30	夜間 17:30 ~21:00	全日 9:00 ~21:00	
	年 月 日 ()						
	年 月 日 ()						
	年 月 日 ()						
	年 月 日 ()						
	年 月 日 ()						
使用器具名 (有料)							
使用器具名 (無料)			持込器具名				
入場料徴収 等の有無	有 (円)	無	商業宣伝・営業	そ の 他			

※会場使用料	会場使用料		超過使用料			合計①
	円		時 分 から 使用 円			円
※附属設備 使用料	種類又は品目	単 価	数量	回数	金 額	合計②
		円			円	円

備考1 ※欄は記入しないでください。

2 使用料は使用申請と同時に納入してください。

3 10円未満四捨五入

総使用料①+②	円
---------	---

第2号様式（第6条関係）

四日市地域総合会館
あさけプラザ使用許可書

受付番号	
------	--

_____年 月 日

申請者 住所 _____ 電話 _____

団体名 _____

氏名 _____ 四日市市長 印

四日市地域総合会館あさけプラザの使用を次のとおり許可します。

使用目的							
行事内容 (開演時間 及び使用時間)	(時 分 ~ 時 分)		入 場		人		
			予 定 人 員				
使用日時 及 び 使用施設	使用年月日(曜)	使用施設名	使用時間区分				
			午前	午後	夜間	全日	
使用器具名 (有 料)							
使用器具名 (無 料)			持込器具名				
入場料徴収 等の有無	有 (円)	無	商業宣伝・営業		そ の 他		

会場使用料	会場使用料		超過使用料			合 計 ①	
	円		時 分 から 使用 円 ま だ			円	
附属設備 使用料	種類又は品目	単 価	数量	回数	金 額	合 計 ②	
		円			円	円	
※10円未満四捨五入			総使用料①+②			円	

備考 1 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

2 使用後は、設備等を原状に復し、係員の指示に従ってください。

3 使用取消によって生ずる使用料の還付は、使用日の前7日以前に申請し許可されたときは既納の使用料から取消料（使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。）を差し引いた額。災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったときは全額還付するものとする。

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

四日市地域総合会館あさけプラザ
使用変更（取消）許可申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

四日市地域総合会館あさけプラザの使用変更（取消）許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許可 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた 施設			
使用日時			
使用目的			
変更（取消）の 理 由			
変更の内容			

※ 使用料 の精算	変	既納使用料	変更後の使用料	差引使用料
	更		円	円
取 消	取	既納使用料	徴収金	還付金
		円	円	円
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	年 月 日

- 備考 1 施設使用許可書を添付してください。
2 ※欄は記入しないでください。
3 10円未満四捨五入

第5号様式（第7条関係）

四日市地域総合会館あさけプラザ
使用変更（取消）許可書

年 月 日

四日市市長 印

使用者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

四日市地域総合会館あさけプラザの使用変更（取消）を次のとおり許可します。

施設使用許可 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた 施 設			
使 用 日 時			
使 用 目 的			
変更（取消）の 理 由			
変 更 の 内 容			

使用料の 精 算	変 更	既納使用料	変更後の使用料	差引使用料
		円	円	円
	取 消	既納使用料	徴収金	還付金
		円	円	円

10円未満四捨五入

第 9 号様式及び第 1 0 号様式を次のように改める。

第9号様式（第13条関係）

四日市地域総合会館あさけプラザ
使用料還付申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____ ⑩

電 話 _____

四日市地域総合会館あさけプラザ使用料の還付を次のとおり請求します。

使 用 許 可 日 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更 (取消)許可 年 月 日	年 月 日	施設使用変更 (取消)許可番号	第 号
許可を受けた 施 設			
使 用 日 時			
使 用 目 的			
還付請求の理由			
※既納使用料	円	※還付請求額	円
※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日

備考 1 ※欄は記入しないでください。

2 施設使用許可書又は変更（取消）許可書と使用料領収書を添付してください。

第10号様式（第13条関係）

四日市地域総合会館あさけプラザ
使用料還付決定通知書

年 月 日

四日市市長 印

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付けで申請のあった四日市地域総合会館あさけプラザ使用料の還付については次のとおり決定しました。

施設使用許可 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更 (取消)許可 年 月 日	年 月 日	施設使用変更 (取消)許可番号	第 号
許可を受けた 施 設			
使用日時			
使用目的			
還付の理由			
既納使用料	円	還 付 額	円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(市民文化部あさけプラザ)